

令和3年度

水質検査計画

— 水質検査計画の内容 —

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水質基準改正の経緯及び水道施設の概要
4. 水源から給水までの状況
5. 水質検査の場所、項目、頻度及び理由等
6. 水質検査の採水場所
7. 過去3年間の水質の状況
8. 臨時の水質検査及び公表
9. 水質定期検査項目及び検査頻度表
10. 令和3年度(浄水・原水)水質検査計画
11. 水質汚染事故への速やかな対応
12. 放射性物質モニタリング検査について

只見町

1. はじめに

只見町では、安全で安心な水道水を供給するために、毎年水質検査計画を立てて、水質基準に適合しているかどうか水質検査を実施しています。

水道法施行規則の改正(平成16年4月1日施行)以降、水質検査計画の策定が義務付けられ、只見町ではこの施行規則に沿って水道水の水質検査を行なう場所や検査項目、回数等を定めた水質検査計画を策定し、過去3年間のデータを含む検査結果を毎年公表しています。採水及び検査は厚生労働大臣の登録を受けた機関(登録水質検査機関)に委託して実施しており、平成23年度からは管理体制の充実を図るため、従来の検査に加え施設の管理も民間に委託して運用しています。

平成23年3月に発生した原発事故にともない実施している「飲料水放射性物質モニタリング」についても、今後も引き続き行います。

2. 基本方針

- (1) 町民の皆様へ供給される水が、蛇口において水道法に規定する水質基準に適合していることを確認するため、定期的に行う水質検査について水質検査計画を策定して計画的に水質検査を行います。また、必要に応じて臨時の水質検査を行います。
- (2) 水質検査計画は、水源地域の特性や水道施設の状況及び過去の検査結果等を考慮して、採水の場所、検査項目、検査回数等について作成します。
- (3) 水質検査は、水道法第20条登録水質検査機関に委託します。水質検査結果は評価の上、皆様に公表してご意見を頂き、次年度の水質検査計画に役立てます。
- (4) 上記水質検査とは別に放射性物質モニタリング検査も行い安全性確保に努めてまいります。



3. 水質基準改正の経緯及び水道施設の概要

(1) 水質基準改正の経緯

水道法の水質基準は、水道法の制定（昭和 32 年）以来、昭和 35 年、41 年 53 年及び平成 4 年とその時々科学的見地に基づき、時代とともに徐々に整備されてきました。

特に平成 4 年の改正では水質検査の基準項目を 26 項目から 46 項目に拡大するなど、全面的な見直しが行なわれ、水質管理の格段な充実強化が図られました。

その後、水道水の水質の現状はトリハロメタンの他にも新たな消毒副生成物の問題、クリプトスポリジウムなど耐塩素性の病原性微生物による感染症の問題、内分泌攪乱物質などの問題が新たに浮上してきたことに加え、WHO の飲料水水質ガイドライン改定もふまえて、平成 16 年 4 月 1 日からは 46 項目検査から 50 項目検査へ（13 項目追加 9 項目削除）、さらに平成 26 年 4 月 1 日からは亜硝酸態窒素の検査項目が追加され 51 項目に拡大されました。平成 27 年度は 4 月 1 日より「ジクロロ酢酸」と「トリクロロ酢酸」の国が定める基準値が、いずれも 0.03mg/L に改定され、令和 2 年 4 月 1 日からは「六価クロム化合物」の基準値が 0.02mg/L に改定されました。

私たちの飲料水が安全であることを保証するために不可欠である水質検査を、検査基準に適合した項目や回数にて今後も実施します。

(2) 水道水中の放射性物質規制値制定

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴い発生した原発事故後、水道水中の放射性物質の暫定規制値を放射性ヨウ素 300Bq/kg、放射性セシウム 200Bq/kg と定め運用されてきました。平成 24 年 4 月 1 日からはより一層の安心と安全を確保するため、WHO の飲料水水質ガイドラインを踏まえ放射性セシウム 10Bq/kg に引き下げられました。これは、仮に規制値程度の放射性セシウムが検出され、1 年間継続して摂取し続けたとしても、年間 0.1mSv を超えない非常に低い値とされています。放射性ヨウ素については半減期が短く、平成 23 年 7 月 15 日以降に食品からの検出報告が無いことから対象から外されました。

(3) 只見町の水道

只見町の水道はそれまで 9 事業あった水道の効率化を図るため、平成 22 年度に統合し只見統合簡易水道となりました。その後も連絡管整備による地区統合を経て 9 地区、8 浄水場（7 水源）からそれぞれの地区に送配水しています。水道法では簡易水道に分類されており、人口 101 人以上 5000 人以下の小規模な水道です。

只見統合簡易水道

- ・塩沢地区
- ・只見地区
- ・黒谷地区
- ・熊亀地区
- ・小林地区
- ・叶津地区
- ・宮淵地区
- ・寄岩地区
- ・不動堂地区

(4) 水道施設の概要

只見統合簡易水道									
地区名	塩沢地区	只見地区	黒谷地区	熊亀地区	小林地区	叶津地区	宮淵地区	寄岩地区	不動堂地区
所在地	猿倉山183-11 (取水施設) 猿倉山183-3 (浄水施設)	只見字 新屋敷 2508 - 32	黒谷字沖 地内	亀岡字谷地 902	二軒在家字 仲河原41	叶津字入中島 160-65	石伏字向山 1587-36	寄岩314-1	黒谷字 倉谷34
給水年月日	S50. 2. 1	S30. 9. 28	S31. 4. 1	S35. 4. 1	S40. 4. 1	H10. 3. 2	H元. 12. 1	S61. 12. 1	H22. 4. 1
事業の計画 目標年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計画給水 人口	(72人)	(1,390人)	(1,267人)	(207人)	(820人)	(34人)	(25人)	(16人)	(29人)
現在給水 人口	57人	1302人	1221人	141人	891人	29人	24人	28人	67人
1日最大 給水量	(53m ³)	(1,024m ³)	(922m ³)	(150m ³)	(597m ³)	(25m ³)	(18m ³)	—	(21m ³)
実績1日 最大給水量	30m ³	875m ³	705m ³	67m ³	568m ³	24m ³	18m ³	—	33m ³
主な給水 区域(大字)	塩沢、十島	只見、叶津、 蒲生、楢戸、 黒沢	黒谷、福井、 小川、楢戸、 長浜、荒島	亀岡、熊倉、 長浜	小林、大倉、 梁取、坂田、 二軒在家	叶津	石伏	寄岩	倉谷、阿弥陀 堂
原水の種類	湧水	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸 (只見地区)	浅井戸 (只見地区)	浅井戸
浄水方法	塩素滅菌	塩素滅菌	塩素滅菌	ばっ気 急速ろ過 塩素滅菌	ばっ気 塩素滅菌	急速ろ過 塩素滅菌	塩素滅菌 (二次滅菌)	塩素滅菌	塩素滅菌
配水池 (容量)	45m ³	700m ³	700m ³	117m ³	430m ³	46m ³	39m ³	96m ³	なし
総管路 延長	5,539m	24,726m	17,342m	3,895m	16,399m	1,616m	777m	339m	1,587m
主な水道管 の種類 (注)	VP HI-VPR SGPW	VP HI-VPR GNG-W HPPE	VP HI-VPR GNG-W A-DIP	VP GNG-W HPPE	HI-VPR GNG	HI-VPR ACP SGP	VP HPPE	VP NCP T-DIP	VP NCP PPLP
浄水施設 周囲の環境	山林 雑種地	河川 畑	河川・田 町道 雑種地	河川 雑種地	河川 田	田 雑種地	田 山林 用水路	河川 国道 雑種地	河川 町道 雑種地
汚染があつ た場合の予 想される要 因	湧水の水 質変化、 導水管の 破損によ る不純物 等の混入	農薬、河 川の汚染	河川の汚 染、農薬、 町道での 事故によ る薬品等 の流入	河川の汚 染、凝集剤 (ポリ塩 化アルミ ニウム)の 使用量	河川の汚 染、農薬	農薬、河 川の汚染	河川の汚 染、国道で の事故によ る薬品等 の流入	河川の汚 染、国道で の事故によ る薬品等 の流入	河川の汚 染、農薬、 町道での 事故によ る薬品等 の流入

注 VP…硬質塩化ビニル管 SACP…スチールイタニットパイプ ACP…石綿管 PP…ポリパイプ
DIP…ダクタイル鋳鉄管 SGP…鋼管 GNG…保温管 PE…ポリエチレン管

※ 実績1日最大給水量 … 全施設の合計給水量が年間で最も多かった日の値

4. 水源から給水までの状況

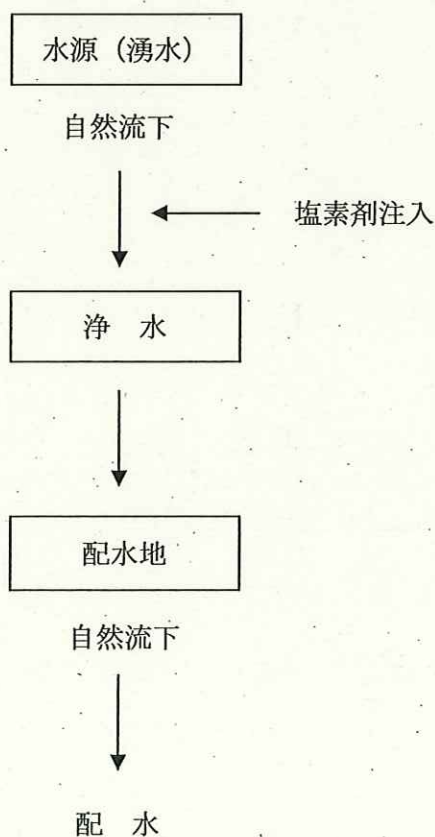
(1) 塩沢地区

水源池は大字塩沢字高塩地区から林道塩沢線を北方へ約2.5キロ地点の、同林道沿いの高台に位置し、猿倉山の湧水を取水してこれを浄水場まで導水している。浄水後は配水池に送水して貯水し、自然流下により給水区域に配水している。水源池の湧水が原水で、水源池から浄水施設までの約2.5キロ間は導水管で結んでいる。導水管は平成11年度の布設替工事により、ポリエチレン管(φ50)に更新している。

同施設は自然流下による配水のため、ポンプ等の動力設備を要さず、比較的安いコストで飲料水を供給できるメリットがある。また、町内すべての施設に共通して中央集中監視システムが導入されており、異常があれば役場庁舎内や職員個人の携帯電話及びパソコンに即座にこれを知らせる警報が入る。通常の様々なデータも同システムで確認や操作ができるほか、個人の携帯電話やパソコンからでも状況を見ることができる。

水質検査については、専門の検査機関に委託して法令に基づいた検査を実施している。また平成23年度からは1日1回検査(色、濁り、消毒の残留効果)及び施設等の管理も民間委託して町内全施設(全給水区域)で実施している。

放射性物質モニタリング検査は平成23年3月より実施しており令和21年3月現在まで只見統合簡易水道全地区で検出されていない。今後も国の方針に基づき実施していく予定である。



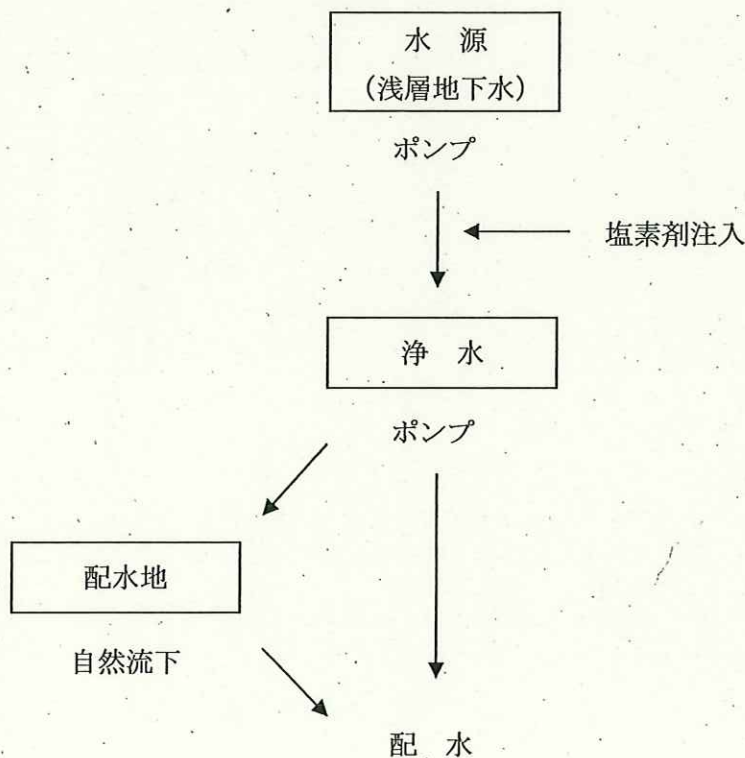
(2) 只見地区

平成 18 年度に新浄水場（新水源）が新屋敷地内に、新配水池が向山地内の高台に、共に第 2 浄水場及び第 2 配水池として新設され、同年 12 月に旧浄水場、配水池から運転を切り替えて給水を開始した。

新浄水場は最新の機材等により、さらに水の安全な管理を充実させ、また配水池は緊急遮断弁を装備したことにより、高台の配水池に貯水された水道水が、災害や地震等で配水管等が破損した場合でも、一気に放出しないよう制御管理をすることが可能になった。

勾配を利用した新配水池は、電気料などコストの削減のみでなく、豪雨災害においては動力なしで配水しながら復旧までの時間をカバーするなど、その成果が発揮された。給水区域内には一部老朽管が埋設されているが、布設替工事等により順次耐震管へと更新している。

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害（以下本豪雨災害）の際には浄水場の施設内部への泥流等の浸水は無く、被害は比較的少なく、井戸ピットへの浸水も無かったため、電気復旧後直ちに送水を開始した。しかし叶津堅盤橋右岸及び八木沢スノーシェッド八木沢側では国道崩壊に伴い配水本管の一部が破断したため、叶津より下流の地区では通水までに約 1 週間要した。現在は全て復旧している。



(3) 黒谷地区

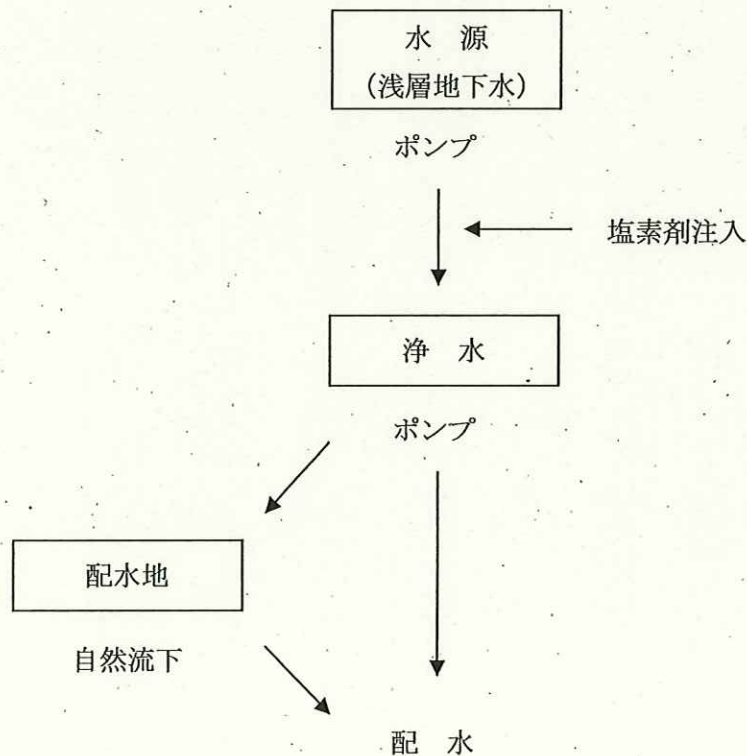
平成 24 年度に新浄水場（新水源）が黒谷黒下地内に、平成 26 年度に新配水池が黒谷西山地内の高台に、共に第 2 浄水場及び第 2 配水池として新設され、同年 10 月に旧浄水場から運転を切り替えて給水を開始した。給水区域の配水管については布設替工事が進み、約 85%が硬質塩化ビニール管に更新されている。

新浄水場は最新の機材等により、さらに水の安全な管理を充実させ、また配水池は緊急遮断弁を装備したことにより、高台の配水池に貯水された水道水が、災害や地震等で配水管等が破損した場合でも、一気に放出しないよう制御管理をすることが可能になった。勾配を利用した新配水池は、電気料などコストの削減のみでなく、災害時等においては動力なしで配水しながら復旧までの時間をカバーするなど、その成果が期待される。

また、町内すべての施設に共通して中央集中監視システムが導入されており、異常があれば役場庁舎内や職員個人の携帯電話及びパソコンに即座にこれを知らせる警報が入る。通常の様々なデータも同システムで確認や操作ができるほか、個人の携帯電話やパソコンからでも状況を見ることが出来る。

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨による災害では給水区域内の複数の橋梁が被災し、小川地区が断水となったが現在は通常どおり復旧している。

水質については、旧水源において平成 25 年 11 月 23 日に原水の色度と濁度が上昇する事案が発生して 12 月 3 日まで飲用禁止の給水制限を行う事態が発生したものの、新水源に切り替え後は比較的安定している。水質検査については、専門の検査機関に委託して法令に基づいた検査を実施している。また平成 23 年度からは 1 日 1 回検査（色、濁り、消毒の残留効果）及び施設等の管理も民間委託して町内全施設（全給水区域）で実施している。

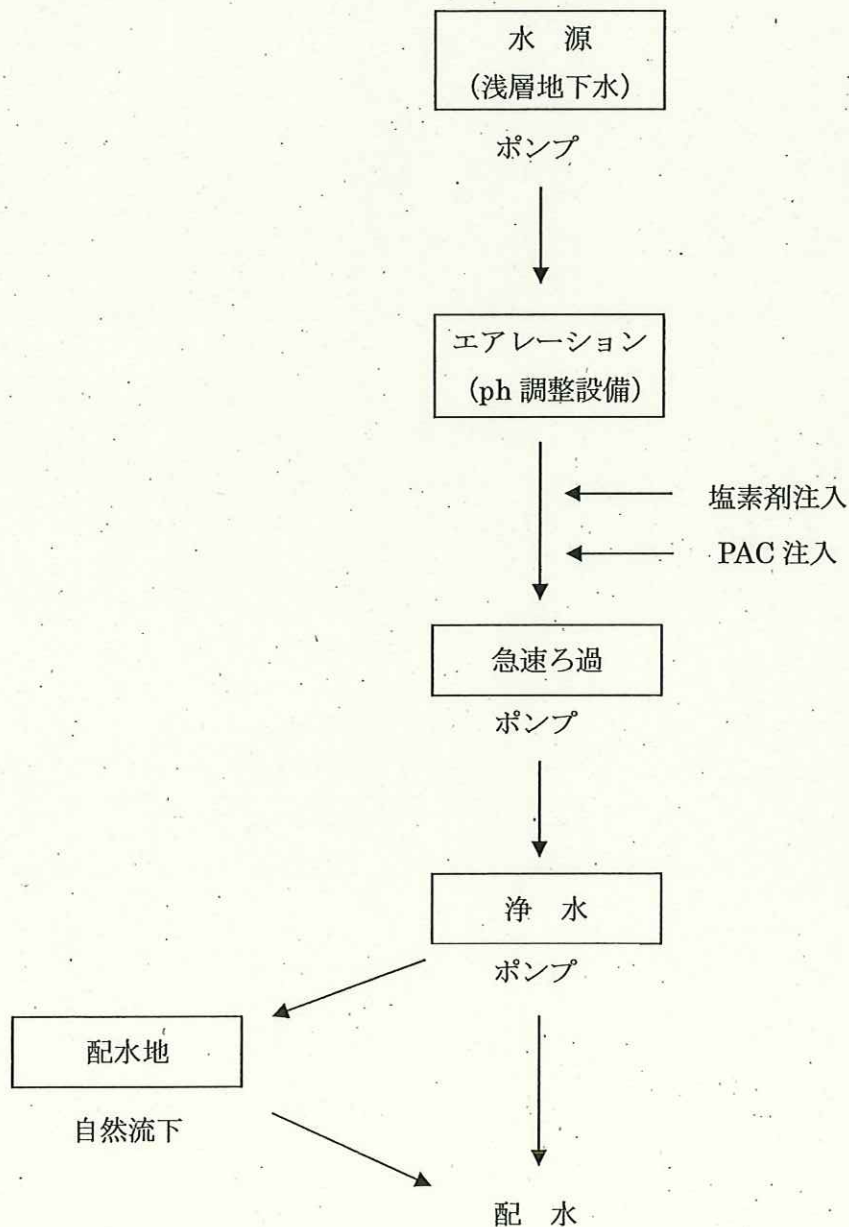


(4) 熊亀地区

浄水場は、平成9年に現在の場所に新設したもので、水源は伊南川の北方約 350 メートルの地点の亀岡地区にある浅井戸である。取水後は塩素滅菌及びPAC（凝集剤）注入後に急速ろ過（鉄及びマンガンの除去）をして浄水とし、給水している。井戸の西側は、別当山から伊南川へそそぐ千石沢と接し、施設周囲は農地及び雑種地となっている。給水区域内は布設替工事が進み、約 95%が硬質塩化ビニール管である。

配水池は、深沢集落から大砲山を宮ノ沢沿いに南方へ約 400mの地点の高台に整備され、浄水施設から給水区域にポンプで浄水を給水しながら、配水池にも貯水していたが、本豪雨災害の際、配水池に繋がる宮ノ沢林道そのものが崩壊し、同時に埋設されている送配水管が損壊流失し、配水池の使用ができなくなっていたが、平成 25 年 11 月に宮ノ沢林道の工事完了とともに現在は完全に復旧して通常運転を行っている。

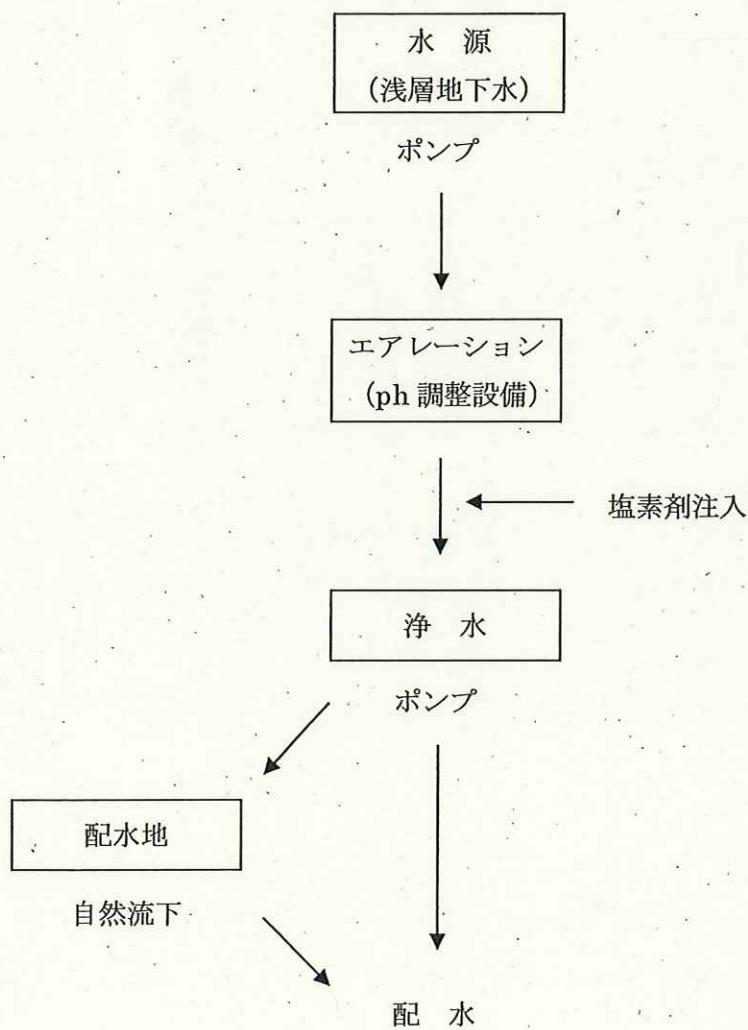
平成 27 年度には、本施設と小林施設を連絡管で接続する機能強化事業を実施し、本来の施設が機器故障等により配水不能となった場合でも、別系統からの配水により飲料水の供給が可能となる整備を実施した。



(5) 小林地区

本施設は、平成 12 年度に現在の場所に新設したもので、水源は伊南川の南西方へ約 100 メートルの地点の二軒在家地区にある浅井戸である。取水後は pH 調整及び侵食性遊離炭酸を除去するため、充填塔式エアレーション装置で曝気(エアレーション)及び塩素滅菌して浄水とし、給水している。水源の周囲は農地及び河川の堤防と接し、水量も安定している。

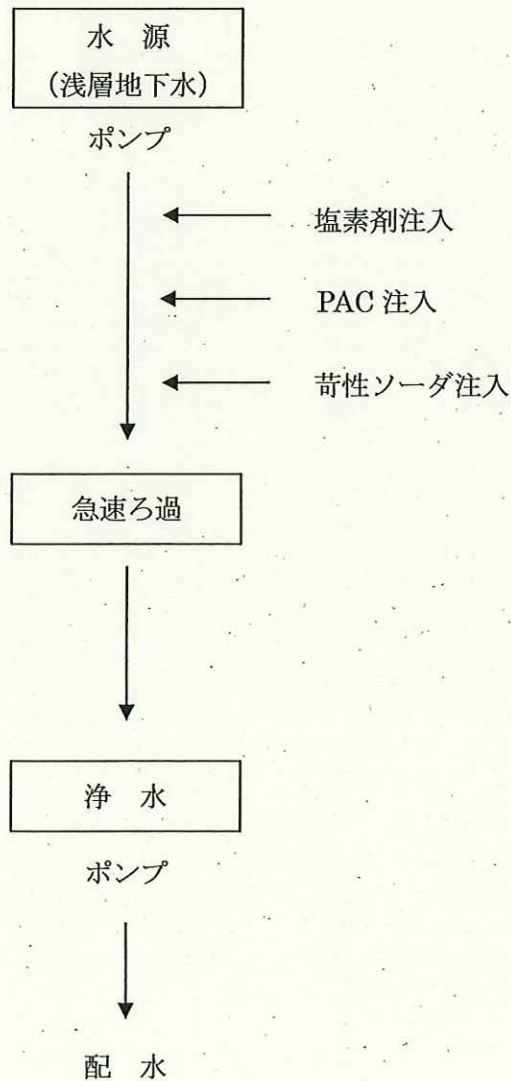
配水池は水源池から北東方へ約 1.5 キロの地点の梁取地区から別当沢沿の高台に整備され、浄水施設及び配水池からの給水方法は熊亀地区と同じである。給水区域内は約 91%硬質塩化ビニール管である。



(6) 叶津地区

水源は、国道 289 号と並行して東西に流れる叶津川から、同国道をはさんで北方へ約 100 メートルの地点の、中の平地区にある。本施設は、平成 10 年に現在の場所に新設され、施設及び動力計装機器等は比較的新しい。給水区域のほとんどは老朽管であり、硬質塩化ビニール管の普及率は現在約 18%である。

施設周囲は農地及び雑種地で、井戸の水量は安定しており、取水後は塩素剤注入及び急速ろ過にて浄水としていた。本豪雨災害により原水水質が基準値を超えたため災害当初は飲用としての給水は停止したが、緊急で仮設ろ過機を設置したことにより水質も基準値以内となったため配水を再開した。その後、平成 28 年度までは仮設ろ過機による対応で運用していたが、平成 29 年度に本設のろ過設備を整備し現在も運用しており水質も安定している。H23 豪雨災害以降、追跡検査を継続して実施しており、水源水質の状況把握に努めている。

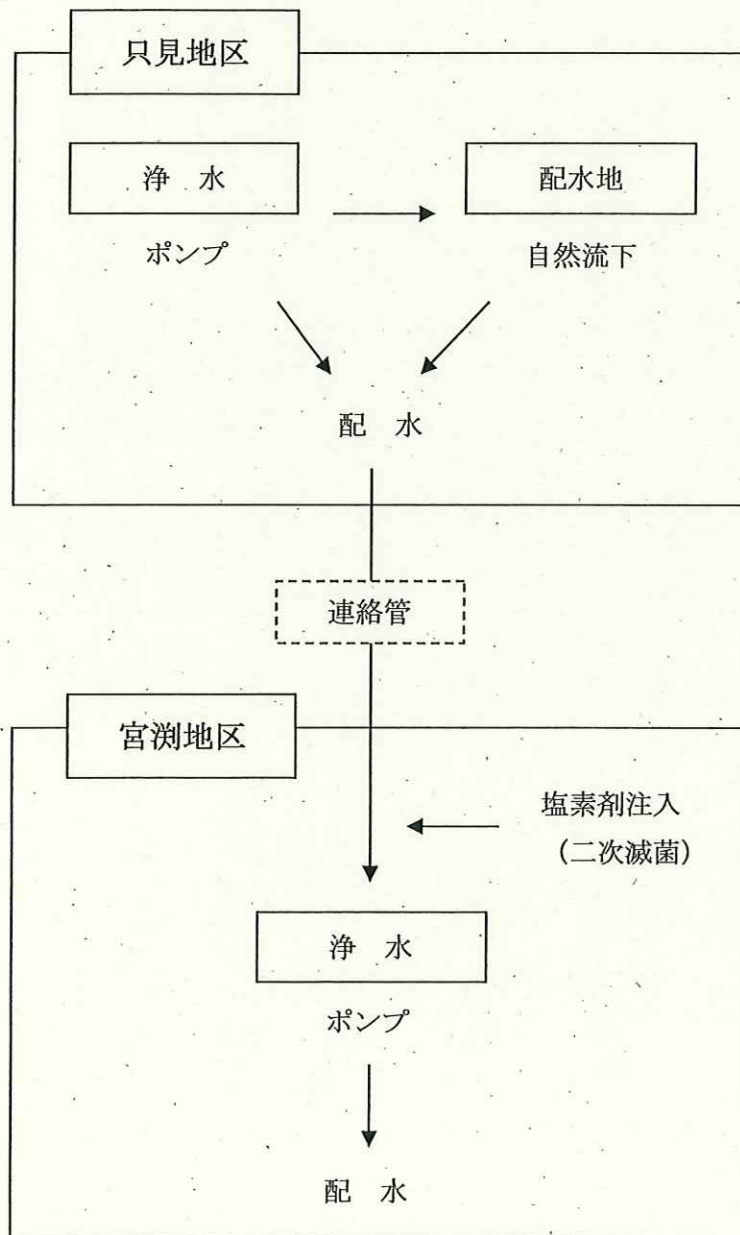


(7) 宮渚地区

本施設は、只見川から分水して宮渚集落北側の山沿いを流れる最も上流の農業用水（表流水）を利用し、緩速ろ過方式により浄水としていたが、本豪雨災害により水質が基準値を超えたため仮設ろ過機を設置し、急速ろ過（前処理）をすることにより水質を改善しこれまでに至る。

豪雨災害以降、原水の水質が元の状態（水害前の水質）に戻らないことから、平成28年度簡易水道統合整備事業により、本地区と隣接する只見地区との連結を図り、本地区の水源とろ過設備を廃止することとした。事業完了とともに運用を開始、既存の浄水池はそのまま活かし、二次滅菌した浄水を圧力ポンプにより配水し、現在は安定した水量・水質の供給が図られている。

給水区域内の配水管は約97%硬質塩化ビニール管である。

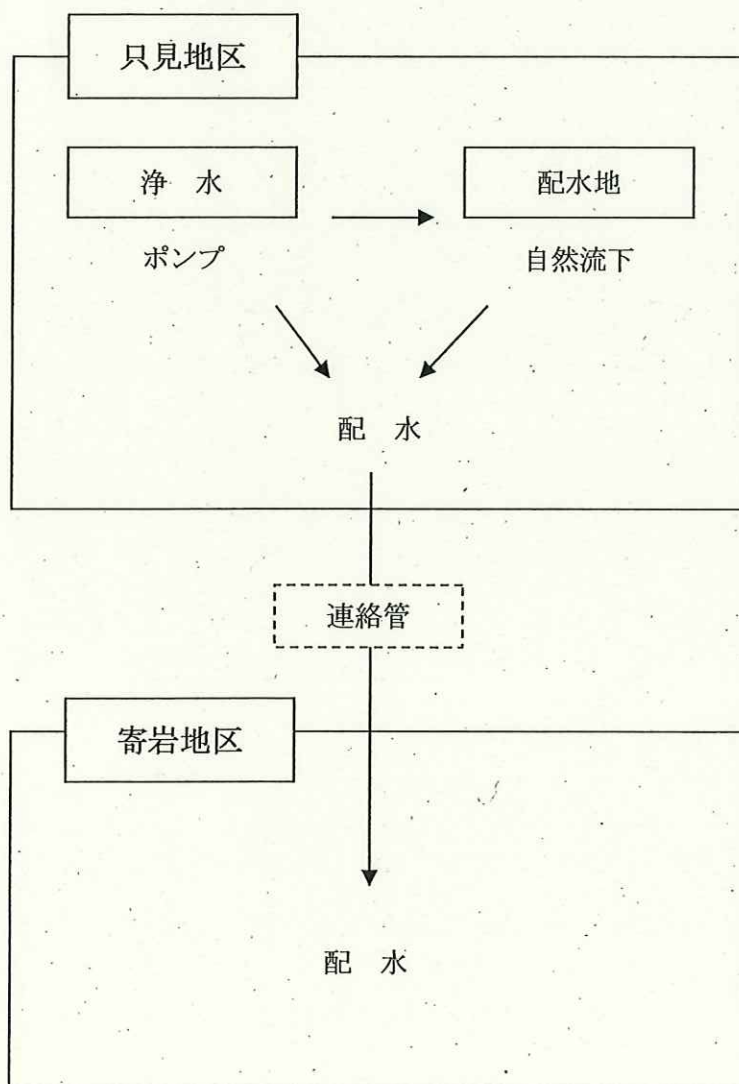


(8) 寄岩地区

水源は、寄岩地区北側を流れる只見川沿いの浅井戸で、井戸の周囲は民家及び河川に通じる雑種地となっており、原水を取水して浄水後に給水区域内に給水している。

豪雨災害以降、水源（取水井）の水量が安定しないことから、平成30年度簡易水道統合整備事業により、本地区と隣接する只見地区との連結を図り、本地区の浄水施設を休止することとした。事業完了とともに運用を開始、只見地区からの直圧送により配水し、現在は安定した水量・水質の供給が図られている。

給水区域内の配水管は約92%硬質塩化ビニール管である。

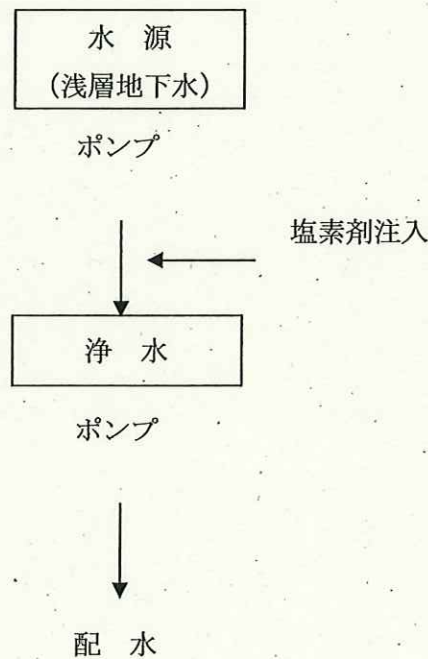


(9) 不動堂地区

水源は、倉谷地区の倉谷川と黒谷川の合流付近の浅井戸で、井戸の周囲は同河川及び山林に接し民家も点在している。

原水を取水して浄水後に給水区域内に直送しており、浄水池や配水池は無い。給水区域内の配水管はほぼ100%硬質塩化ビニール管であったが、老朽化による故障が頻繁に起こっていたため、平成30年度に配水管布設替工事を実施し、延長約1,500mをポリエチレン管(HPPE管)とした。

令和元年度事業により区域拡張を行い、これまで集落水道として組合で運営していた「白沢地区」を町に移管し、令和2年4月1日より給水開始とした。



5. 水質検査の場所、項目、頻度及び理由等

(1) 水道法第20条及び福島県給水施設等条例第6条に基づく浄水の検査

ア. 毎日検査

町内7箇所ある水源の給水区域で、おおむね末端に位置する給水栓の色、濁り及び消毒の残留効果の確認を毎日行います。

イ. 毎月検査

町内全域のなかから選定した7箇所の給水栓等で、1ヶ月1回以上水道法施行規則で定められている9項目の水質基準項目検査を行ないます。

ウ. カビ臭検査

カビ臭の原因物質であるジオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目の検査については、年1回実施します。

エ. 3ヶ月に1回の検査

消毒副生成物12項目・亜硝酸態窒素等、3ヶ月に1回以上の検査が必要な項目について実施します。

(2) 原水等の検査及び検査頻度

水源水質の状況確認のため、水質が最も悪化されると思われる時期を考慮し7月に全ての施設で消毒副生成物と味を除いた水質基準39項目検査を年1回行ないます。

原水検査で大腸菌が検出された場所や処理施設の状況を考慮し、耐塩素性病原微生物のクリプトスポリジウム及びジアルジアの指標菌となる大腸菌(定量)及び嫌気性芽胞菌検査を水質検査計画書に基づき実施します。検査の結果どちらかが陽性になった場合、平成19年4月1日より適用となった「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、指標菌(大腸菌(定量)及び嫌気性芽胞菌)とクリプトスポリジウム・ジアルジアの検査を、各原水の汚染の恐れ判断(レベル)に応じた頻度で行います。

平成23年7月新潟・福島豪雨災害後に影響のあった項目について1ヶ月に1回追跡検査を継続します(叶津地区)。

(3) 検査の法的根拠等

ア. 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される末端給水栓(蛇口)に加えて、浄水施設からの出口及び各水源とします。(水道法施行規則及び福島県給水施設等条例施行規則)

イ. 検査項目

水道法で検査が義務付けられている「1日1回行なう検査項目」と、下記の検査

頻度での「水質基準項目」及び水質検査計画に位置づけることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」を実施します。

ウ. 検査頻度及び根拠

浄水の検査頻度は、給水栓(蛇口)においては色、濁り、異常な臭味、残留塩素濃度等の水質検査を1日1回行ないます。(水道法施行規則第15条第1項第1号のイ)

また、一般細菌、大腸菌、味、臭気及び濁度等の水質検査(水質基準9項目検査)は毎月1回行ないます。(同項3号のイ)検査回数の減・省略可能項目については過去3年のデータに基づき検査を減らしますが、省略不可の消毒副生成物12項目と亜硝酸態窒素の検査については、施行規則に基づき3ヶ月に1回検査を行います。

平成23年7月新潟・福島豪雨災害により水質に影響のあった叶津地区において鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物について1ヶ月に1回追跡検査を行います。

なお、水質基準51項目検査については年1回実施します。(水道法施行規則第15条第1項第3号のハ)

エ. 保菌検査

水道施設管理従事者の保菌検査(検便)を半年に1回実施し、食中毒菌などの感染性病原菌を保有していないか検査をします。(水道法施行規則第16条)

(4) 検査の委託及び水質検査の精度と信頼性の保証

ア. 検査の委託

水道法第20条に基づく定期及び臨時の水質検査は、厚生労働省令の定めるところにより、只見町では厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に採水から検査まで一貫して委託しています。検査の方法も厚生労働省告示に基づいて実施します。

イ. 水質検査の測定精度

原則として基準値及び目標値の1/10(ただし非イオン界面活性剤については1/4)の定量下限を確保し、その1/10(ただし非イオン界面活性剤については1/4)付近において変動係数(CV)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の値となるように精度確保された水質検査を行ないます。

ウ. 信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。各項目の分析方法及び分析機器操作方法における詳細な標準作業書を元に検査を行ない、委託検査機関の精度管理を充実させ、検査結果に問題がないように努めています。

また、厚生労働省健康局及び福島県保健福祉部による外部精度管理に参加させ、信頼性の確保に努めていきます。

【 検 査 機 関 】

郡山市田村町金屋字下夕川原 6 0 番地 1

福島県環境検査センター株式会社

福島県計量証明事業登録第環 23 号

厚生労働大臣登録水質検査機関第 101 号

ISO9001 認証取得

6. 水質検査の採水場所

- (1) 塩沢地区
 - ア. 原水 湧水 (施設横)
 - イ. 浄水 塩沢字上田 1 3 2.4 - 4 塩沢簡易郵便局給水栓

- (2) 只見地区
 - ア. 原水 浅井戸 (施設内)
 - イ. 浄水 只見字雨堤 1 0 3 9 只見町役場駅前庁舎給水栓

- (3) 黒谷地区
 - ア. 原水 浅井戸 (施設内)
 - イ. 浄水 樽戸字上ノ原 一般住宅給水栓

- (4) 熊亀地区
 - ア. 原水 浅井戸 (施設内)
 - イ. 浄水 熊倉字居平 一般住宅給水栓

- (5) 小林地区
 - ア. 原水 浅井戸 (施設内)
 - イ. 浄水 大倉字田向 6 5 公共施設給水栓

- (6) 叶津地区
 - ア. 原水 浅井戸 (施設内)
 - イ. 浄水 叶津字入中島 1 6 0 - 6 5 公共施設給水栓

- (7) 不動堂地区
 - ア. 原水 浅井戸 (施設横)
 - イ. 浄水 黒谷字東山 集落営施設給水栓

※ 尚、1日1回の水質検査の採水場所については、各施設給水区域のおおむね末端の給水栓（一般住宅）から採水します。

7. 過去3年の水質の状況

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 只見地区 (浄水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	0回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.46	0.72	0.72	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.11	0.14	0.11	2回	1回	0回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
25. ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.002	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.003	0.005	0.004	0回	0回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001	0回	0回	0回
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.001	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01	0.01	0回	0回	0回
33. アrsenウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01	0.01	0.04	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	7.5	5.6	6.8	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	9	8.3	12	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	22	21	25	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	43	47	61	1回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物 (TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.4	0.5	0.6	3回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.5	6.7	6.5	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.7	3.4	1回	0回	1回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.6	0回	1回	0回

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	0回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.002	1回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. アン化物イオン及び塩化アン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.18	0.58	0.45	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.1	0.1	2回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.10	0.12	0.12	3回	0回	0回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.001	0.002	0.001未満	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.003	0.005	0.001未満	0回	0回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0回	0回	0回
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01	0.03	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02	0.05	0.09	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	3.3	3.1	3.3	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	4.3	3.5	3.9	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	17	18	20	0回	0回	0回
40. 蒸気残留物	500mg/L 以下	mg/L	22	27	39	0回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.4	0.4	0.4	3回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.6	6.5	6.6	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
50. 色度	5度 以下	度	0.9	0.9	0.8	3回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.2	0.1未満	0.1	0回	0回	0回

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 熊亀地区(浄水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	3回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.39	0.45	0.53	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.15	0.16	0.13	0回	3回	0回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.003	0.002	0.001	0回	0回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002	0回	0回	0回
25. ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.002	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.007	0.007	0.007	0回	0回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.003	0.003	0.002	0回	0回	0回
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.002	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	5.4	5.2	5.2	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	6.2	5.7	6.3	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	30	30	31	1回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	56	64	68	3回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.4	0.6	0.7	2回	1回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.7	6.6	6.6	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.3	1回	0回	0回

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 小林地区(浄水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	0回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.34	1.0	0.66	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.09	0.08	1回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.09	0.05	0.09	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.07	0.07	0.11	3回	0回	0回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
25. ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.003	0.003	0.002	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.006	0.008	0.005	0回	0回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.002	0.001	0回	0回	0回
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.003	0.003	0.002	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	10	7.5	10	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	16	9.5	13	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	32	29	33	2回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	74	58	74	3回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.5	0.5	2回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	7.4	7.3	7.3	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0回	0回	0回

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 塩沢地区(浄水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	0回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001	0.001	0.002	1回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. アン化物イオン及び塩化アン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.17	0.18	0.18	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.11	0.10	2回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.09	0.08	0.08	3回	0回	0回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.003	0.003	0.002	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.005	0.006	0.004	0回	0回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.002	0回	0回	0回
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.06	0.05	0.06	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.04	0.03未満	0.03未満	1回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.03	0.05	0.06	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	5.6	5.1	5.3	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	4.5	4.3	4.8	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	23	21	23	0回	0回	0回
40. 蒸気残留物	500mg/L 以下	mg/L	62	47	81	2回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソブチルアルコール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.5	6.5	6.5	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
50. 色度	5度 以下	度	0.6	1.0	0.6	3回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.8	0.1未満	0回	1回	0回

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 不動堂地区(浄水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	0回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.003	0回	1回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.22	0.71	1.2	1回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.12	0.11	2回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.45	0.19	0.17	0回	2回	1回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.001	0.002	0.001	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.003	0.005	0.001	0回	0回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
29. プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0回	0回	0回
30. プロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.001未満	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.05	0.04	0.11	1回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	4.5	4.4	4.8	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	5	3.7	4.6	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	14	17	20	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	24	33	51	1回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソブチルアルコール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.5	0.6	2回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.5	6.4	6.4	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	0回
50. 色度	5度 以下	度	0.7	0.8	0.5未満	2回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.2	0.1未満	0.3	1回	0回	0回

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 叶津地区(浄水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	0回	0回	0回
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	0回	0回	0回
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.06	0.09	0.06	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	0.43	0.55	0.35	0回	0回	3回
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0回	0回	0回
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	0.013	0.009	0.01	2回	1回	0回
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.005	0.006	0.01	2回	1回	0回
25. ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.002	0.002	0.002	0回	0回	0回
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	0.022	0.013	0.017	2回	1回	0回
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	0.007	0.006	0.01	1回	2回	0回
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	0.007	0.004	0.005	2回	1回	0回
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	0.002	0.001	0.001	0回	0回	0回
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0回	0回	0回
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.04	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アモニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.04	0.07	1回	1回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.07	0.12	0回	2回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02	0.01未満	0.01	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	13	17	16	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	8.5	8.5	10	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	10	11	12	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	56	50	63	2回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.5	0.9	0.9	1回	2回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	7.0	7.1	7.0	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	3回
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	0回	0回	3回
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	1.1	1.9	0回	2回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.2	0回	0回	0回

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 只見地区(原水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.47	0.85	0.80	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. スス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02	0.03	0.03	0回	0回	0回
33. アモニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02	0.02	0.04	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	9.6	5.0	5.0	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	9.4	5.2	6.3	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	20	22	23	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	130	70	55	2回	1回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物 (TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.4	6.3	6.3	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0回	0回	0回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	1	1	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.19	0.56	0.47	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.10	0.09	1回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. 亜錳及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01	0.01	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	2.8	2.8	2.8	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	2.2	2.6	2.7	0回	0回	0回
39. 加算Ca、Mg 総量等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	15	17	18	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	71	46	35	1回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.4	6.4	6.4	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.5	0.5未満	0回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0回	0回	0回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.39	0.48	0.55	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.23	0.29	0.18	0回	0回	3回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	4.6	4.5	4.4	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.014	0.012	0.013	0回	3回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	4.4	4.5	4.9	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	27	28	29	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	100	65	79	3回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.3	0.4	1回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	5.9	6.0	6.0	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	0.9	1.2	0.9	2回	1回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1	0.1	0.1未満	0回	0回	0回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	不検出	不検出	不検出	0回	0回	0回
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	不検出	不検出	不検出	0回	0回	0回

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.35	1.2	0.68	1回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.08	0.04	0.06	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブromホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	8	6.1	8.2	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	12	6.1	12	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	28	26	29	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	110	66	84	2回	1回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3	0回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.2	6.3	6.2	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0回	0回	0回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—

2018年・2019年・2020年 最大値一覧

統合簡易水道 塩沢地区(原水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	2	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陽性	陰性	陽性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.17	0.19	0.21	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.12	0.10	2回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.04	0.03	0.05	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	4.8	4.8	4.6	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	4.0	4.0	4.6	0回	0回	0回
39. カシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	20	21	21	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	100	75	94	3回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.3	6.3	6.3	—	—	—
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0回	0回	0回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	不検出	不検出	不検出	—	—	—
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	不検出	不検出	不検出	—	—	—

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	0	0	0	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.21	1.7	1.1	2回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.12	0.11	2回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0回	0回	0回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	3.9	4.4	4.4	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	2.8	3.4	3.4	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	12	26	18	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	32	48	43	0回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物 (TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.3未満	0.4	0.4	2回	0回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.3	6.4	6.2	0回	0回	0回
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	0.5未満	0.6	0.5未満	1回	0回	0回
51. 濁度	2度 以下	度	0.1未満	0.2	0.2	0回	0回	0回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—

統合簡易水道 叶津地区(原水)

検査項目	水質基準値	単位	2018年 最大値	2019年 最大値	2020年 最大値	1/10超過 回数	1/5超過 回数	1/2超過 回数
1. 一般細菌	100個/mL 以下	個/mL	4	2	4	—	—	—
2. 大腸菌	検出されないこと	—	陰性	陰性	陰性	—	—	—
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0回	0回	0回
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0回	0回	0回
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.002未満	0回	0回	0回
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0回	0回	0回
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	mg/L	0.06	0.07	0.04	0回	0回	0回
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0回	0回	0回
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0回	0回	0回
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
16. シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0回	0回	0回
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
25. ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	mg/L	—	—	—	—	—	—
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	mg/L	1.2	1.8	2.6	0回	0回	3回
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0回	0回	0回
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	mg/L	4.2	4.3	4.3	0回	0回	0回
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	mg/L	0.049	0.065	0.11	0回	0回	3回
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	mg/L	4.2	3.7	4.5	0回	0回	0回
39. カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	mg/L	9.0	9.9	12	0回	0回	0回
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	mg/L	71	35	57	2回	0回	0回
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0回	0回	0回
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0回	0回	0回
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0回	0回	0回
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0回	0回	0回
46. 有機物(TOC)	3mg/L 以下	mg/L	0.5	0.5	0.9	2回	1回	0回
47. pH値	5.8以上8.6以下	—	6.0	6.0	6.0	0回	0回	0回
48. 味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
49. 臭気	異常でないこと	—	金気臭	金気臭	金気臭	—	—	—
50. 色度	5度 以下	度	8.9	11	7.3	0回	0回	3回
51. 濁度	2度 以下	度	2.8	3.9	1.8	0回	0回	3回
52. 嫌気性芽胞菌	—	CFU/10mL	0	0	0	0回	0回	0回
53. ジアルジア(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—
54. クリプトスポリジウム(原虫)	検出されないこと	個/10L	—	—	—	—	—	—

8. 臨時の水質検査及び公表

(1) 臨時の水質検査

以下に示す場合等が発生した際には臨時の水質検査を実施します。

- ア. 水源の水質が著しく悪化したとき。
- イ. 水源に異常があったとき。
- ウ. 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- エ. 浄水過程に異常があったとき。
- オ. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- カ. その他特に必要があると認められるとき。

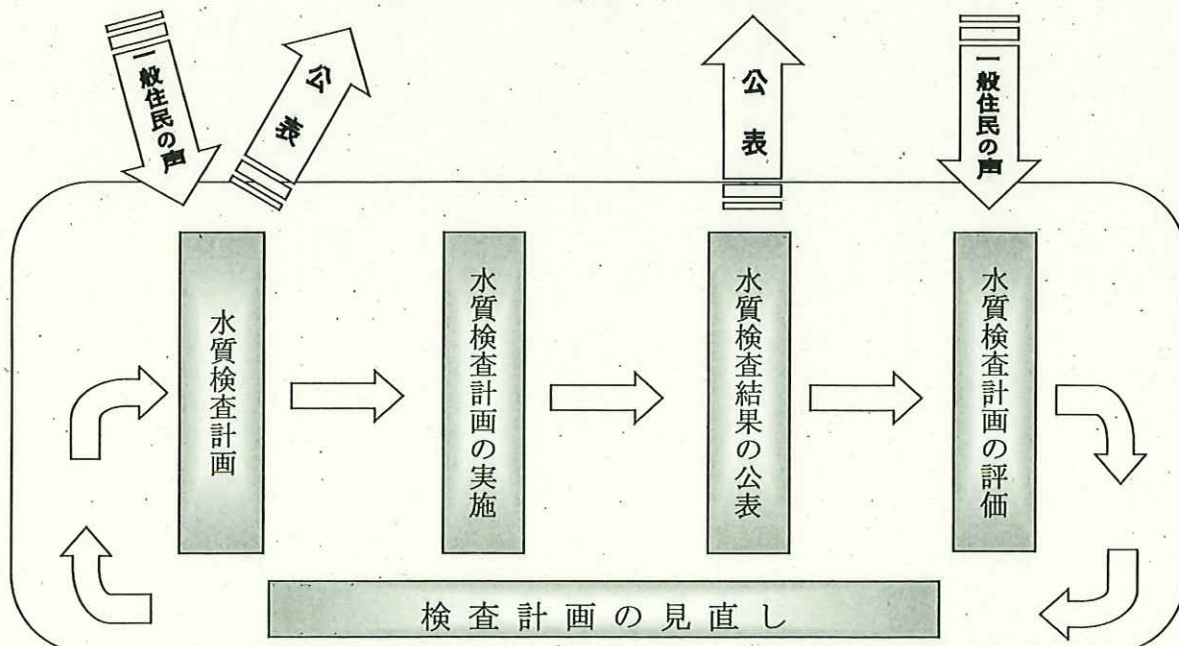
臨時の水質検査は水質異常が発生したときに直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

(2) 検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、水道事業者が過去のデータや環境の変化及び皆様のご意見等をふまえて作成し、この計画に基づいて実施した検査結果及び安全対策、さらには水源からその周囲の状況等の変化に至るまで、毎年公表しております。公表の方法につきましては、只見町のホームページに掲載致しておりますので、ご覧下さい。尚、ご不明の点やご意見ご要望等につきましては、役場農林建設課までお問い合わせ下さい。



お客様



9. 水質定期検査項目及び検査頻度表
 (平成23年1月28日厚生労働省令第11号 平成27年4月1日一部改正 令和2年4月1日一部改正)

水質基準項目	基準値 (数字のみの項目は mg/l以下)	検査回数	検査を省略等できる場合		給水栓 以外での 水の 採取	只見町における 省略等した場合 の検査回数		
			検査回数の減	検査の省略				
1 一般細菌	100個/ml以下	毎月				毎月		
2 大腸菌	検出されないこと	毎月				毎月		
3 カドミウム及びその化合物	0.003	1回/3月以上	汚染物質等の排出状況から、原水 水質が大きく変わる恐れが少ない場 合であって、過去3年間の検査結果 が基準値の 1/5以下であれば →1年に1回以上 1/10以下であれば →3年に1回以上	過去の検査結果(最低5年間)が基 準値の1/2以下であり、原水、水源、 その周辺の状況(※6、8)について は、薬品、資機材の使用状況も勘 案)から検査の必要がない場合 →省略可(省略を行った場合でも、 概ね3年に1回程度は検査を行うこ と)	可	1回/1年程度		
4 水銀及びその化合物	0.0005	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
5 セレン及びその化合物	0.01	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
6 鉛及びその化合物	0.01	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
7 ヒ素及びその化合物	0.01	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
8 六価クロム化合物	0.02	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
9 亜硝酸態窒素	0.04	1回/3月以上			可	1回/3月以上		
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	1回/3月以上			可	1回/3月以上		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1回/3月以上			汚染物質等の排出状況から、原水 水質が大きく変わる恐れが少ない場 合であって、過去3年間の検査結果 が基準値の 1/5以下であれば →1年に1回以上	過去の検査結果(最低5年間)が基 準値の1/2以下であり、原水、水源、 その周辺の状況(※14~20)につい ては、周辺地下水の状況も勘案)か ら検査の必要がない場合	可	1回/1年以上
12 フッ素及びその化合物	0.8	1回/3月以上					可	1回/1年程度
13 ホウ素及びその化合物	1.0	1回/3月以上					可	1回/1年程度
14 四塩化炭素	0.002	1回/3月以上					可	1回/1年程度
15 1・4-ジオキサン	0.05	1回/3月以上					可	1回/1年程度
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	1回/3月以上					可	1回/1年程度
17 ジクロロメタン	0.02	1回/3月以上					可	1回/1年程度
18 テトラクロロエチレン	0.01	1回/3月以上					可	1回/1年程度
19 トリクロロエチレン	0.01	1回/3月以上					可	1回/1年程度
20 ベンゼン	0.01	1回/3月以上					可	1回/1年程度
21 塩素酸	0.6	1回/3月以上			過去の検査結果(最低5年間)が基 準値の1/2以下であり、原水、水源、 その周辺の状況から検査の必要が ない場合 ※浄水処理にオゾン、消毒に次亜 塩素酸を使用すれば不可	→省略可(省略を行った場合でも、 概ね3年に1回程度は検査を行うこ と)	可	1回/3月以上
22 クロロ酢酸	0.02	1回/3月以上	可	1回/3月以上				
23 クロロホルム	0.06	1回/3月以上	可	1回/3月以上				
24 ジクロロ酢酸	0.03	1回/3月以上	可	1回/3月以上				
25 ジブロモクロロメタン	0.1	1回/3月以上	可	1回/3月以上				
26 臭素酸	0.01	1回/3月以上	可	1回/3月以上				
27 総トリハロメタン	0.1	1回/3月以上	汚染物質等の排出状況から、原水 水質が大きく変わる恐れが少ない場 合であって、過去3年間の検査結果 が基準値の 1/5以下であれば →1年に1回以上 1/10以下であれば →3年に1回以上	過去の検査結果(最低5年間)が基 準値の1/2以下であり、原水、水源、 その周辺の状況(※32~35)につい ては、薬品、資機材の使用状況も勘 案)から検査の必要がない場合 →省略可(省略を行った場合でも、 概ね3年に1回程度は検査を行うこ と)	可	1回/1年程度		
28 トリクロロ酢酸	0.03	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
29 ブロモジクロロメタン	0.03	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
30 ブロモホルム	0.09	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
31 ホルムアルデヒド	0.08	1回/3月以上			可	1回/3月以上		
32 亜鉛及びその化合物	1.0	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
34 鉄及びその化合物	0.3	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
35 銅及びその化合物	1.0	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
36 ナトリウム及びその化合物	200	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
37 マンガン及びその化合物	0.05	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
38 塩化物イオン	200	毎月	※1 連続的に測定・記録してい れば →3月に1回以上		可	毎月		
39 カルシウム、マグネシウム等	300	1回/3月以上	汚染物質等の排出状況から、原水 水質が大きく変わる恐れが少ない場 合であって、過去3年間の検査結果 が基準値の 1/5以下であれば →1年に1回以上 1/10以下であれば →3年に1回以上	過去の検査結果(最低5年間)が基 準値の1/2以下であり、原水、水源、 その周辺の状況(※42、43)につい ては、薬類の発生状況も含む)から 検査の必要がない場合 →省略可(省略を行った場合でも、 概ね3年に1回程度は検査を行うこ と)	可	1回/1年程度		
40 蒸発残留物	500	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
41 陰イオン界面活性剤	0.2	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
42 ジェオスミン	0.0001	発生時月1回			可	1回/1年程度		
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001	発生時月1回			可	1回/1年程度		
44 非イオン界面活性剤	0.02	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
45 フェノール類	0.005	1回/3月以上			可	1回/1年程度		
46 有機物	3	毎月			※1 連続的に測定・記録してい れば →3月に1回以上		可	毎月
47 pH値	pH 5.8~8.6	毎月					可	毎月
48 味	異常でないこと	毎月					可	毎月
49 臭気	異常でないこと	毎月	可	毎月				
50 色度	5度以下	毎月	可	毎月				
51 濁度	2度以下	毎月	可	毎月				
その他	残留塩素濃度 0.1mg/l以上 色、濁り 異常でないこと	毎日 毎日						

10. 令和3年度水道水水質検査計画

令和3年度 只見町水道水水質検査計画

(単位:検体)

採水年月日				浄水					原水				保菌検査
				51項目					原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム・ジアルジア	
				49項目			カビ臭2項目	亜硝酸態窒素					
				21項目		検査回数 の減・省略 可能28項目							
年	月	日	曜	定期 9項目	消毒副生成 物12項 目		カビ臭2項目	亜硝酸態窒素	原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム・ジアルジア	
3	4	6	火	7	7			7	7	7	7	2	
	5	11	火	7					2	2			
	6	1	火	7					2	2			3
	7	6	火	7	7	7	7	7	※7	7	7	2	
	8	3	火	7					2	2			
	9	7	火	7					2	2			
	10	5	火	7	7			7	7	7	7	2	
	11	9	火	7					2	2			
4	12	7	火	7					2	2			3
	1	11	火	7	7			7	7	7	7	2	
	2	1	火	7					2	2			
	3	1	火	7					2	2			
合計検体数				84	28	7	7	21	7	37	44	8	6

※都合により変更する場合は、事前に連絡いたします。

※7月の原水の大腸菌(定性)検査は、原水39項目検査にて実施。

【採水箇所別採水頻度】

採水箇所	浄水					原水			
	51項目					原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム・ジアルジア
	49項目			カビ臭 2項目	亜硝酸態窒素				
	定期 9項目	消毒副生成 物12項 目	検査回数 の減・省略 可能28項目						
只見地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
黒谷地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
熊亀地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年11回	年12回	年4回
小林地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
塩沢地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年11回	年12回	年4回
不動堂地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
叶津地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
合計検体数	84	28	7	7	21	7	37	44	8

令和3年度 只見町水道水水質検査日程及び採水場所

採水月日		3											4	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
場所		6日	11日	1日	6日	3日	7日	5日	9日	7日	11日	1日	1日	
只見統合簡易水道	只見地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆☆			☆☆			☆☆			
	黒谷地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆☆			☆☆			☆☆			
	熊亀地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル3地下水)	☆☆#	☆☆	☆☆	◆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	
	小林地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆☆			☆☆			☆☆			
	塩沢地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル3湧水)	☆☆#	☆☆	☆☆	◆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	
	不動堂地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			☆☆			☆☆			☆☆			
	叶津地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆☆			☆☆			☆☆			



※4月・7月採水状況撮影有り

凡 例	
◎	浄水51目
○	定期9項目
△	消毒副生成物12項目
Φ	亜硝酸態窒素
◆	原水39項目
☆	大腸菌(定性)
★	嫌気性芽胞菌
#	クリプトスポリジウム・ジアルジア

令和3年度 只見地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No. 1

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.02				○											○	★安全確認のため
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○				○				○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○				○				○	●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○			○				○				●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○				○					
23	クロロホルム	0.06	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○				○					
25	ジブromクロロメタン	0.1	○			○			○				○					
26	臭素酸	0.01	○			○			○				○					
27	トリハロメタン	0.1	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○				○					
29	ブromジクロロメタン	0.03	○			○			○				○					
30	ブromホルム	0.09	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	1				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○											○	
34	鉄及びその化合物	0.3				○											○	
35	銅及びその化合物	1				○											○	
36	ナトリウム及びその化合物	200				○											○	
37	マンガン及びその化合物	0.05				○											○	●
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○											○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○	加臭を産出する藻類の発 生する時期に年1回 検査します。
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	
45	フェノール類	0.005				○											○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査



項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	-

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和3年度 黒谷地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.2

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○													
4	水銀及びその化合物	0.0005				○													
5	セレン及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○													
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○													
8	六価クロム化合物	0.02				○													
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○				★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○				●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○													
12	フッ素及びその化合物	0.8				○													
13	ホウ素及びその化合物	1				○													
14	四塩化炭素	0.002				○													
15	1,4-ジオキサン	0.05				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○													
17	ジクロロメタン	0.02				○													
18	テトラクロロエチレン	0.01				○													
19	トリクロロエチレン	0.01				○													
20	ベンゼン	0.01				○													
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○				
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				
25	ジブromクロロメタン	0.1	○			○				○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○				
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				
29	ブromジクロロメタン	0.03	○			○				○					○				
30	ブromホルム	0.09	○			○				○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.06	○			○				○					○				
32	亜鉛及びその化合物	1				○													
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○													
34	鉄及びその化合物	0.3				○													
35	銅及びその化合物	1				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
36	ナトリウム及びその化合物	200				○													
37	マンガン及びその化合物	0.05				○													
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○													
40	蒸発残留物	500				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○													
42	ジェオスミン	0.00001				○													か'臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○													
44	非イオン界面活性剤	0.02				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査



項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	-

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和3年度 熊亀地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.3

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
5	セレン及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
8	六価クロム化合物	0.02				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○			★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○			●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
13	ホウ素及びその化合物	1				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
14	四塩化炭素	0.002				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
15	1,4-ジオキサン	0.05				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
17	ジクロロメタン	0.02				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
18	テトラクロロエチレン	0.01				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
19	トリクロロエチレン	0.01				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
20	ベンゼン	0.01				○												●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
27	トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
32	亜鉛及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
34	鉄及びその化合物	0.3				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○												か'臭を産出する藻類の発生する時期に年3回検査します。
42	ジェオスミン	0.00001				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

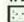

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	毎月
嫌気性芽胞菌	不検出	毎月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	4月・7月・10月・1月

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和3年度 小林地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.4

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
5	セレン及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
8	六価クロム化合物	0.02				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○			★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○			●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
13	ホウ素及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
14	四塩化炭素	0.002				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
15	1,4-ジオキサン	0.05				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
17	ジクロロメタン	0.02				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
18	テトラクロロエチレン	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
19	トリクロロエチレン	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
20	ベンゼン	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
32	亜鉛及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
34	鉄及びその化合物	0.3				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○												かび臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
42	ジェオスミン	0.00001				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針に基づく原水検査

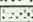
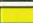
項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスピリジウム・ツアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和3年度 塩沢地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.5

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○												
4	水銀及びその化合物	0.0005				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
5	セレン及びその化合物	0.01				○												
6	鉛及びその化合物	0.01				○												
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
8	六価クロム化合物	0.02				○												
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○			★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○			●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○												
12	フッ素及びその化合物	0.8				○												
13	ホウ素及びその化合物	1				○												
14	四塩化炭素	0.002				○												
15	1,4-ジオキサン	0.05				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○												
17	ジクロロメタン	0.02				○												
18	テトラクロロエチレン	0.01				○												
19	トリクロロエチレン	0.01				○												
20	ベンゼン	0.01				○												
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○			
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			
32	亜鉛及びその化合物	1				○												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○												
40	蒸発残留物	500				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○												
42	ジェオスミン	0.00001				○												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○												加臭を産出する藻類の発生 する時期に年1回検査します。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査



項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	毎月
嫌気性芽胞菌	不検出	毎月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	4月・7月・10月・1月

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和3年度 叶津地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.6

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
5	セレン及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
8	六価クロム化合物	0.02				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○						○				★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○						○				●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
13	ホウ素及びその化合物	1				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
14	四塩化炭素	0.002				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
15	1,4-ジオキサン	0.05				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
17	ジクロロメタン	0.02				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
18	テトラクロロエチレン	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
19	トリクロロエチレン	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
20	ベンゼン	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
21	塩素酸	0.6	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
23	クロロホルム	0.06	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
26	臭素酸	0.01	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
31	ホルムアルデヒド	0.06	○			○			○						○				●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
32	亜鉛及びその化合物	1				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
34	鉄及びその化合物	0.3				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
36	ナトリウム及びその化合物	200				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
37	マンガン及びその化合物	0.05				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○													が臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
42	ジェオスミン	0.0001				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

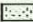

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・シアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

令和3年度 不動堂地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.7

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○													○
4	水銀及びその化合物	0.0005				○													○
5	セレン及びその化合物	0.01				○													○
6	鉛及びその化合物	0.01				○													○
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○													○
8	六価クロム化合物	0.02				○													○
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○				○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○				○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○													○
12	フッ素及びその化合物	0.8				○													○
13	ホウ素及びその化合物	1				○													○
14	四塩化炭素	0.002				○													○
15	1,4-ジオキサン	0.05				○													○
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○													○
17	ジクロロメタン	0.02				○													○
18	テトラクロロエチレン	0.01				○													○
19	トリクロロエチレン	0.01				○													○
20	ベンゼン	0.01				○													○
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○				○
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○				○
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○				○
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				○
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○				○
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○				○
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○				○
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				○
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○				○
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○				○
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○				○
32	亜鉛及びその化合物	1				○													○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○													○
34	鉄及びその化合物	0.3				○													○
35	銅及びその化合物	1				○													○
36	ナトリウム及びその化合物	200				○													○
37	マンガン及びその化合物	0.05				○													○
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○													○
40	蒸発残留物	500				○													○
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○													○
42	ジェオスミン	0.0001				○													○
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001				○													○
44	非イオン界面活性剤	0.02				○													○
45	フェノール類	0.005				○													○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ※  は年4回以上
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトสปориウム等対策指針に基づく原水検査

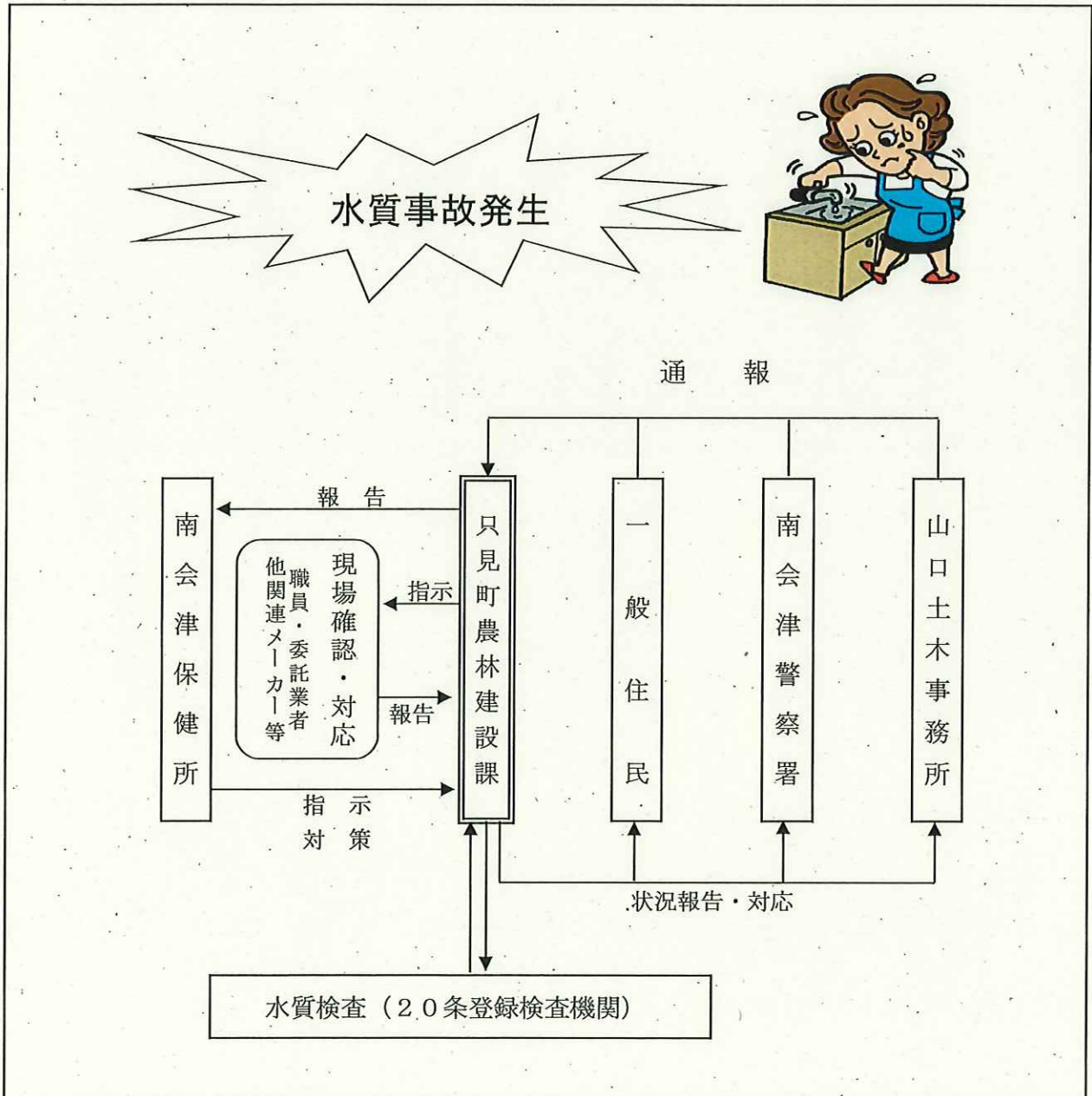
項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

11. 水質汚染事故への速やかな対応

水質汚染事故が発生した場合には、浄水場への影響を未然に防止するために、正確な情報収集と迅速な対応が求められます。

不測の事態に対応できるよう、保健所及び検査機関、警察や各種管理者、企業、住民等との緊急時の連絡体制網の整備と危機管理対策の策定について現在進めているところです。



※ 放射性物質については、見た目・匂い・味での判断は不可能です。上記のような通報プロセスはありませんが、万一検査機関で検出された場合には、直ちに只見町に連絡があり、次節「12. 放射性物質モニタリング検査」の(4)に基づき対応します。

1 2. 放射性物質モニタリング検査

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災に伴う原発事故により放出された放射性物質に対処するため、国主導のもと、同年 3 月 29 日以降定期的に放射性物質モニタリング検査を実施してきました。平成 24 年 4 月 1 日からは基準が変更となったため（放射性ヨウ素 300Bq/kg、放射性セシウム 200Bq/kg→放射性セシウム 10Bq/kg）、平成 24 年 2 月からは新基準に対応したより精密な検査を実施しています。（検出限界値 5Bq/kg→1Bq/kg）

(1) 検査方針

ア 検査頻度

原則として 3 ヶ月に 1 回以上の検査を行います。

イ 検査方法

ゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム 134 及びセシウム 137 それぞれについて、検出限界値 1Bq/kg を確保します。

ウ 採水場所

① 小林地区

大字小林字外出地内（給水区域内給水栓）

② 黒谷地区

大字福井字久保田地内（給水区域内給水栓）

③ 熊亀地区

大字熊倉字居平地内（給水区域内給水栓）

④ 塩沢地区

大字塩沢字上田地内（給水区域給水栓）

⑤ 只見地区

大字只見字雨堤地内（只見町役場内）

⑥ 叶津地区

大字叶津字入中島地内（浄水場内）

⑦ 不動堂地区

大字黒谷字倉谷地内（給水区域内給水栓）

エ 検査機関

福島市方木田字水戸内 1 6 - 6

福島県衛生研究所（理化学課）

検査結果(平成24年2月までの検出限界値5Bq/kg、同年2月以降の検出限界値1Bq/kg)

これまでの結果は全て「おしらせばん」(只見町週刊広報紙、以下同様)にて広報しておりますが、只見町全域において放射性物質は検出されていません。

これからも検査結果が判明次第、「おしらせばん」で広報いたします。

また、下記 URL にて最新の情報が確認できます。

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23854

(2) 検査計画

原則として下記のとおり検査を実施します。状況の変化により、検査頻度等が変更となった場合には、「おしらせばん」で広報いたします。

ア 検出機器

ゲルマニウム半導体検出器

イ 検出限界値

セシウム134及びセシウム137それぞれについて1Bq/kg

ウ 検査頻度

原則として3ヵ月に1回

エ 採水量

2リットル

オ 検査日

4月・7月・10月・1月それぞれの月の第3火曜日

(3) 緊急時の対応

ア 基準を超過又は基準に近い値の放射性セシウムが検出された場合

→ 超過した場合には直ちに飲料制限を実施し、ペットボトルにて飲料水の配布若しくは給水車で給水を実施します。その上で原因の究明及び対策を講じ、基準値を十分に下回るまで毎日検査を実施します。また、超過がなかった場合でも基準値を十分に下回るまで毎日検査を実施します。

イ 東京電力福島第一原子力発電所から、大量の放射性物質が再度大気中に放出された場合またはそれが疑われた場合

→ すぐに検査を実施します。結果、検出された場合はアに準じます。

ウ 国等の関係機関から緊急検査の要請があった場合

→ すぐに検査を実施します。結果、検出された場合はアに準じます。